

# 平成 23 年度税制改正等に関する提案

## 説明資料

(全国知事会)

平成 22 年 10 月 5 日

# 全国知事会 平成23年度税制改正等に関する提案（主な事項）

## 1. 住民福祉を支える地方消費税の引き上げ

- 社会保障をはじめ住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引き上げが不可欠。
- 地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い増大する地方の役割を踏まえ、今後の行政サービス需要を賄える水準に引き上げるべき。
- 都道府県知事は、市町村長と連携して、消費税・地方消費税を含む税制の抜本改革の実現に向け、積極的に提言を行い、国民の理解を得ていく運動を推進し、責任を果たす決意。  
※地方として消費税・地方消費税の賦課徴収に更なる役割を果たしていく。

## 2. 地方環境税の創設等による地方税財源の確保

### (1) 地方環境税（仮称）の創設

- 地球温暖化対策の観点から、現行の軽油引取税の当分の間税率部分に代えて地方環境税（仮称）を創設。  
※環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的。  
※税源が大都市地域に偏在しない。

### (2) 地球温暖化対策税の創設に伴う地方税源の確保

- 現行の石油石炭税の課税段階等において地球温暖化対策のための税を創設する場合には、その一定割合を地方税源化。  
※地方も国以上に地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に大きな役割を担っている。

### (3) 環境自動車税の創設

- CO<sub>2</sub>排出削減に資する観点から、自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」を創設。

## 3. 地方法人課税の堅持

- 地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体の様々な行政サービスに対して、法人が応分の負担をするという大原則に基づくもの。
- 仮に、国の法人税率を引き下げ場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう、他の地方税の充実、地方交付税の法定率の引き上げ等により、地方税財源を確保すべき。

# 地方財政は巨額の財源不足が見込まれる危機的な状況

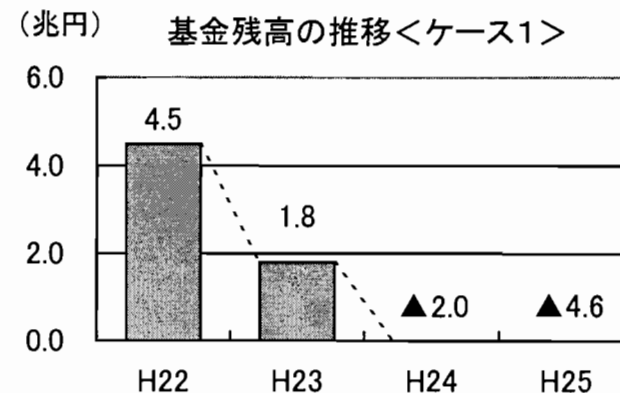
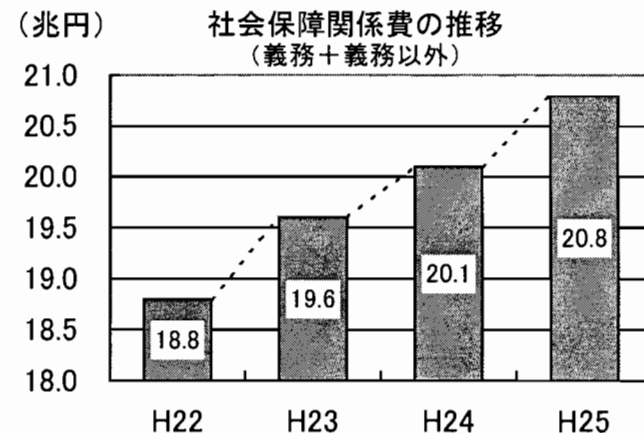
- 地方財政は、平成22年度に地方交付税が1.1兆円増額されたものの、社会保障関係費の増嵩や景気悪化を受けた地方税の大幅な減収により、巨額の財源不足を抱えている
- 国の「中期財政フレーム」を踏まえ、地方一般財源総額が今後3年間同額であるとしても、社会保障の負担増加などにより、財源不足額は平成25年度には10.4兆円に拡大
- このままでは財源不足を補てんする基金は平成24年度までに枯渇し、地方公共団体の財政破綻の懸念が現実化

<ケース1> GDPが内閣府試算・慎重シナリオ〔経済成長率 H23：1.7%、H24：1.6%、H25：1.6%〕  
(単位：兆円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H25-H22
歳出 A	91.1	91.6	92.1	93.2	2.1
義務的経費	50.0	51.0	51.8	52.9	2.9
うち社会保障関係費	12.9	13.5	13.8	14.4	1.5
義務的経費以外の経費	41.1	40.6	40.3	40.3	▲0.8
社会保障関係費(義務以外)	5.9	6.1	6.3	6.4	0.5
生活関連等経費	9.0	8.9	8.6	8.6	▲0.4
公共インフラ整備・維持経費	15.4	15.4	15.3	15.2	▲0.2
地域活性化等経費	10.8	10.2	10.1	10.1	▲0.7
歳入 B	82.1	81.8	82.0	82.8	0.7
財源不足額 C=B-A	▲9.0	▲9.8	▲10.1	▲10.4	
基金残高	4.5	1.8	-	-	
なお残る財源不足額	-	▲0.4	▲2.0	▲4.6	

仮にこれを現行の地方消費税に換算すれば、4.2%相当

都道府県破綻      都道府県・市町村とも破綻



<ケース2> GDPが内閣府試算・成長戦略シナリオ〔H23：1.7%、H24：2.9%、H25：3.0%〕  
(単位：兆円)

財源不足額	▲9.0	▲9.8	▲9.6	▲9.4	-
基金残高	4.5	1.8	-	-	-
なお残る財源不足額	-	▲0.4	▲1.9	▲4.4	

都道府県破綻      都道府県・市町村とも破綻

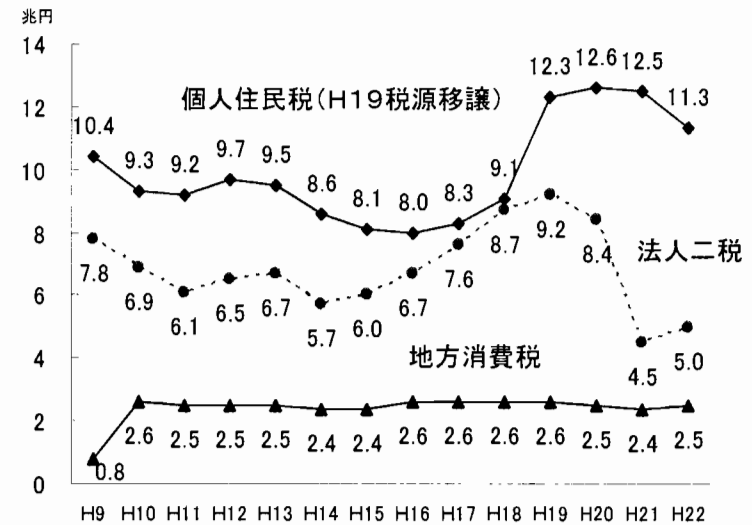
# 地方消費税について

## 1 地方消費税は偏在性が少ない

	人口1人あたり税収の偏在度	東京への集中度
地方消費税 (清算後)	東京 / 沖縄 = 1.8倍 (27千円) (15千円)	全国の13.9%
地方法人二税	東京 / 奈良 = 6.6倍 (176千円) (27千円)	全国の26.2%
地方税全体	東京 / 沖縄 = 3.0倍 (540千円) (179千円)	全国の17.4%

②決算額による比較

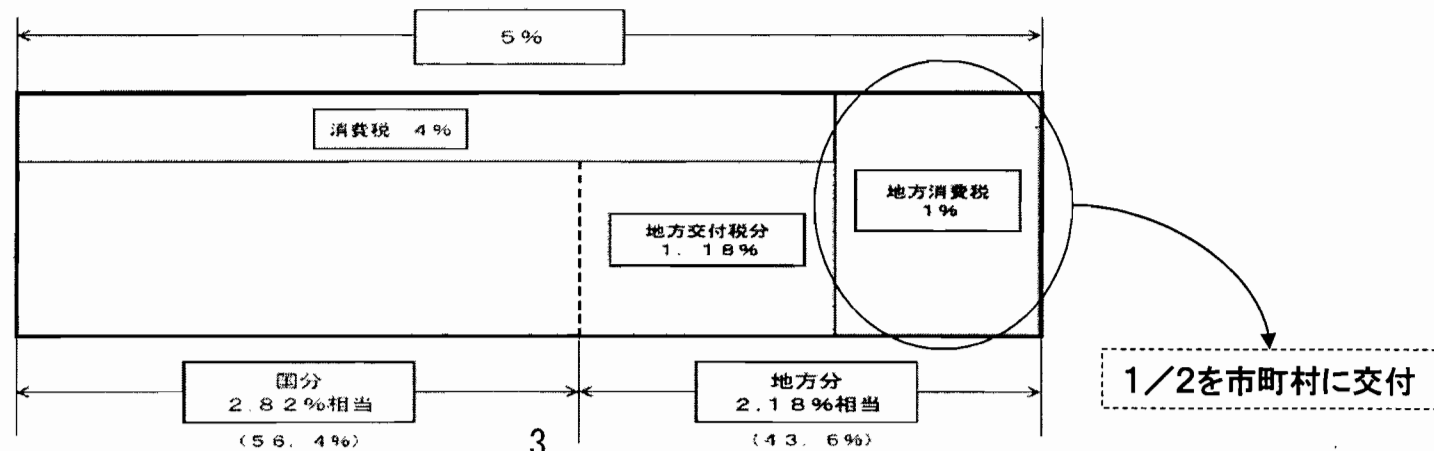
## 2 地方消費税の税収は安定的（税収推移）



20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額  
地方法人二税には、地方法人特別譲与税額を含む

## 3 消費税の国と地方の配分

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。

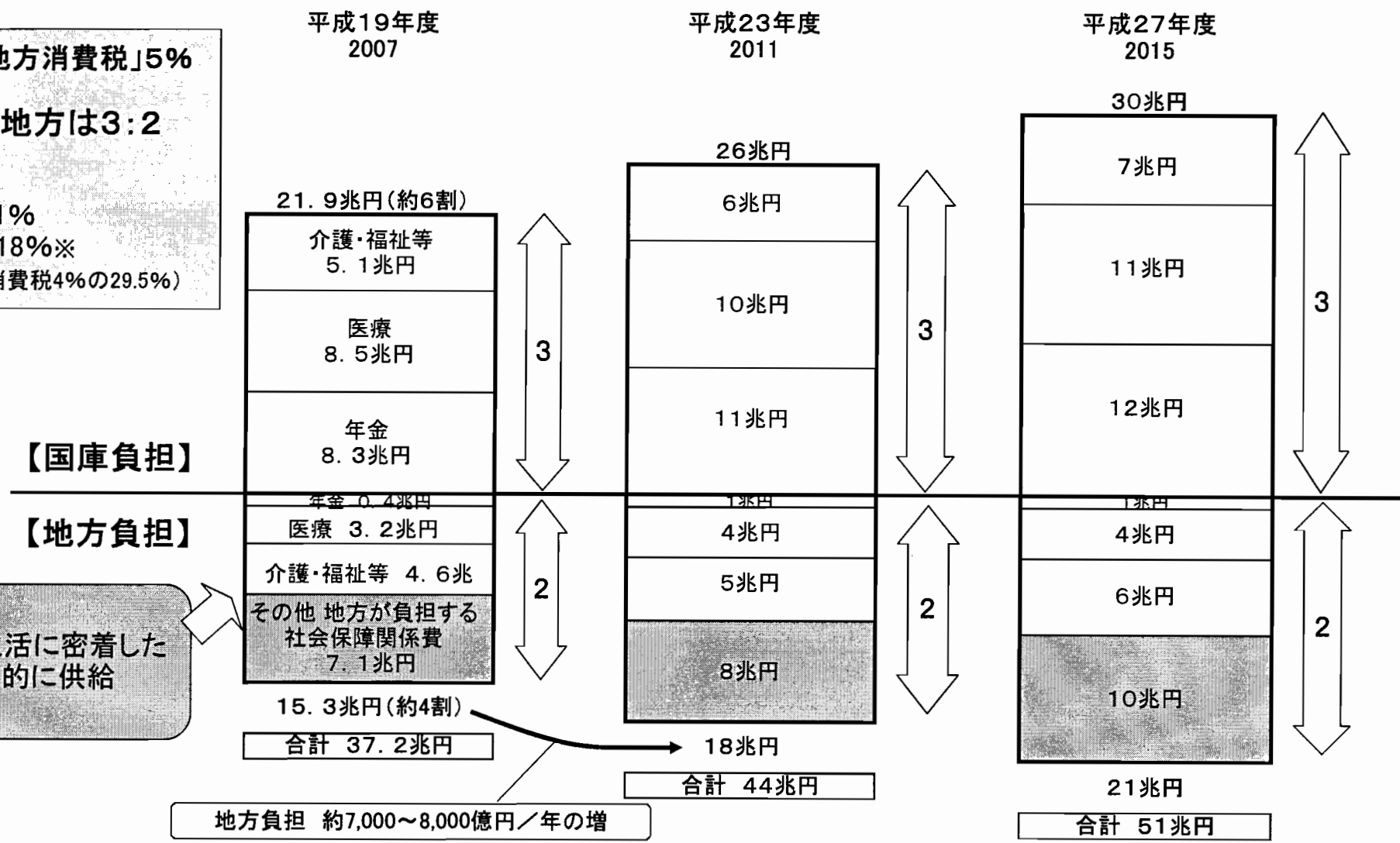


# 社会保障関係費に関する地方負担

- 地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かなサービスを幅広く提供。
- 社会保障は、給付費のみではなく、施設運営費など制度運営上必要な経費が一体となって達成されるもの。

現在の「消費税・地方消費税」5%  
 → 国:地方は3:2  
 地方への配分  
 地方消費税: 1%  
 地方交付税: 1.18%※  
 (※消費税4%の29.5%)

地方は、住民生活に密着したサービスを総合的に供給



※「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(未定稿)」(H20. 12)より作成

# 地方公共団体は国を上回る不断の行革努力を実施

- 職員数は、平成 21 年度までで 38 万人、11.7%の大幅な削減
- 職員給与や手当のカットは、平成 23 年度までに 1 兆 9,424 億円に達する見込み
- 今後も更なる行政改革を行っていくが、地方が抱える巨額の財源不足は、行政改革のみでは解消できる状況にはない

## ○職員数の状況

(単位：千人、%)

区 分	H11	H13	H15	H21	H21-11	H21/11	H21/13
職員数	3,232	3,171	3,117	2,855	▲377	▲11.7	▲10.0
うち一般行政	1,161	1,114	1,086	955	▲206	▲17.7	▲14.3
うち病院、企業等	432	451	441	386	▲46	▲10.6	▲14.4
うち教育	1,227	1,194	1,168	1,076	▲151	▲12.3	▲9.9
うち警察	259	259	267	281	22	8.5	8.5
うち消防	153	153	155	157	4	2.6	2.6

## ○給与カットの状況

給与の種類	団体数	最大カット率	実施(予定)期間	削減(見込)額
給 料	42	16%	H11~H23	1 兆 9,424 億円
管理職手当	44	25%	H10~H23	
期末・勤勉手当	19	30%	H10~H23	

H13=100 国と地方の職員数の推移

